

<記載例>

(記載例の解説及び注意事項等は、3ページ以降を御覧ください。)

* この記載例は、遺贈により不動産を取得した相続人(受遺者＝登記権利者)が単独で所有権の移転の登記を申請する場合のものです。

法律改正により、令和5年4月1日から、遺贈により不動産を取得した相続人(受遺者＝登記権利者)は、単独で所有権の移転の登記を申請することができるようになりました。

なお、令和5年4月1日より前に開始した相続により遺贈を受けた相続人(受遺者)についても同様に、令和5年4月1日から、単独で所有権の移転の登記を申請することができるようになりました。

※ 受付シールを貼るスペースになりますので、この部分には何も記載しないでください。

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権移転

原 因 令和4年8月20日遺贈 (注1)

権 利 者 ○○市○○町一丁目23番4号
(住民票コード12345678901) (注2)
(申請人) 法 務 花 子 印 (注3)

氏名ふりがな	ほうむ はなこ
生年月日	平成10年3月3日
メールアドレス	abcdefg123@example.com

連絡先の電話番号 00-0000-0000 (注4)

義 務 者 ○○市○○町五丁目67番8号
法 務 太 郎 (注5)

添付情報
登記原因証明情報(注6) 住所証明情報(注7)

☐ 登記識別情報の通知を希望しません。(注8)

令和7年4月25日申請 ○○法務局(又は地方法務局)○○支局(又は出張所)

課 税 価 格 金 2,000万円(注9)

登録免許税 金 80,000円(注10)

不動産の表示(注11)
不動産番号 1234567890123 (注12)
所 在 ○○市○○町一丁目
地 番 23番
地 目 宅地
積 123・45平方メートル

不動産番号 0987654321012

所
家
種
構
床

屋 番
面 積

在
号
類
造
積

〇〇市〇〇町一丁目 2 3 番地
2 3 番
居 宅
木 造 かわらぶき 2 階 建
1 階 4 3 ・ 0 0 平方メートル
2 階 2 1 ・ 3 4 平方メートル

契印 (注 13)

＜解説及び注意事項等＞

◎遺言書に関する注意点

遺言書（公正証書による遺言及び遺言書保管法に基づく遺言書を除く。）については、家庭裁判所の検認済証明書付きのものであることを要します。

- （注１） 遺贈の効力が生じた日（遺贈者の死亡の日）を記載します。
遺言書が書かれた日ではなく、遺贈者が死亡した日（戸籍上の死亡日）を記載します。
- （注２） 遺贈を受けた相続人（受遺者）の住所及び氏名を記載します。
この住所及び氏名は、住民票の写しに記載されているとおりに正確に記載してください。
住民票コード（住民基本台帳法第７条第１３号に規定されているもの）を記載した場合には、添付情報として住所証明情報（住民票の写し）の提出を省略することができます。
申請人である相続人については、氏名ふりがな、生年月日及びメールアドレスも記載してください（申請人でない相続人や住所が海外の方については記載不要です）。メールアドレスは、御本人のみが利用しているものを記載してください。
※ 令和８年４月から氏名・住所の変更登記が義務化されることに伴い、同月以降、登記所において、定期的に、氏名、氏名ふりがな、住所、生年月日の情報を用いて住基ネットを検索し、氏名・住所の変更を把握した場合には、登記名義人のメールアドレス宛てに連絡し、御本人の了解を得た上で、職権で変更登記を行います。
（詳細はこちら（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00678.html））
なお、今回の申出に基づくメールアドレスの登録後、手続き完了メールが送信されます（メールアドレスの登録は、登記の後に行われます。）。
- 外国人の方については、「ジョン・スミス（JOHN SMITH）」のように、括弧書きでローマ字氏名を併記してください。上記の氏名ふりがなの記載は不要です。
また、住所が海外の場合、国内における連絡先となる者の氏名・住所等も記載してください。
（詳細はこちら（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00589.html））
- （注３） 申請人として、氏名の末尾に押印します（認印で可）。
- （注４） 登記申請書の記載内容等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日の日中に連絡を受けることができるもの。携帯電話の電話番号でも差し支えありません。）を記載してください。
- （注５） 遺贈者の住所及び氏名を記載します。
この住所及び氏名（遺贈者の最後の住所及び氏名）が登記記録上の住所及び氏名と異なる場合や、遺贈者の本籍が登記記録上の住所と異なる場合には、遺贈者が登記記録上の所有者であることが分かる遺贈者の本籍の記載のある住民票の写し、住民票の除票の写し、戸籍の表示の記載のある戸

籍の附票の写し等の提出が必要になります。

- (注 6) 登記原因証明情報として、①遺言書、②その効力発生の日を証するための遺贈者の死亡の事実の記載のある遺贈者の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は除籍全部事項証明書（除籍謄本）、③遺贈を受けた相続人（受遺者）が遺贈者の相続人であることが分かる遺贈を受けた相続人（受遺者）の戸籍全部（一部）事項証明書（戸籍謄抄本）を提出します（遺贈者が死亡した日以後の証明日のものがが必要です。）。

②の遺贈者の死亡の事実の記載のある遺贈者の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等と重複するものがある場合には、重ねて提出する必要はありません。

また、遺贈者の最後の住所及び氏名が登記記録上の住所及び氏名と異なる場合や、遺贈者の本籍が登記記録上の住所と異なる場合には、遺贈者が登記記録上の所有者であることが分かる遺贈者の本籍の記載のある住民票の写し、住民票の除票の写し、戸籍の表示の記載のある戸籍の附票の写し等の提出が必要になります（注 5 参照）。

また、法定相続情報証明制度を御利用いただいている場合には、法定相続情報一覧図の写しを提出するか、法定相続情報番号（法定相続情報一覧図の写しの右上に記載された番号）を申請書に記載することで、上記②～③の証明書の添付に代えることができます。法定相続情報証明制度の具体的な手続については、こちら（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page_000014.html）を参照してください。

戸籍全部（一部）事項証明書（戸籍謄抄本）等の取得方法が分からない場合には、本籍地又は最寄りの市区町村役場にお問い合わせください。

- (注 7) 遺贈を受けた相続人（受遺者）の住民票の写しです。住民票コードを記載した場合は（注 2 参照）、住民票の写しを提出する必要はありません。
なお、住民票の写しは、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを提出してください。

- (注 8) 登記識別情報の通知を希望しない場合には、□にチェックをします。

- (注 9) 課税価格、登録免許税の計算方法は、「登録免許税の計算（<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001443859.pdf>）」を参照してください。

- (注 10) 登録免許税額を記載します。

相続人に対する遺贈の登記（所有権の移転の登記）の申請をする場合の登録免許税額は、不動産の価額の 1,000 分の 4とされています。ただし、その計算した額が、1,000 円未満となる場合は、「1,000 円」が登録免許税額となります。

なお、登録免許税を現金納付する場合はその領収証書を貼り付けた用紙を、また、収入印紙で納付する場合は収入印紙（**割印や消印はしないでください。**）を貼り付けた用紙を、登記申請書と一括してつづり、つづり目に必ず契印をしてください（注 13 参照）。

- (注 11) 登記の申請をする不動産を、登記記録（登記事項証明書）に記録（記載）されているとおりに正確に記載してください。

- (注 12) 不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができます。
- (注 13) 登記申請書が複数枚にわたる場合は、各用紙のつづり目に必ず契印をしてください。

*** お知らせ（令和 6 年 4 月 1 日からの新ルール）**

令和 6 年 4 月 1 日から相続登記の申請が義務化されました。

令和 6 年 4 月 1 日より前に開始した相続についても、その相続登記をしていない場合には、義務化の対象となります。

また、相続人が、遺贈により不動産を取得した場合についても同様に、その所有権移転登記の申請が義務化されました。

なお、正当な理由がないにもかかわらず、法定の期間内に、これらの申請をしなかった場合には、10 万円以下の過料が科されることがあります。

詳しくは、法務省ホームページでご案内しています。

（参考）法務省ホームページ

「相続登記の申請義務化特設ページ」

(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00590.html)